第1条の備考2の表中

「

車体の型状
キャブオーバー型
キャブオーバー型

」

を削り、同条の備考4の表中

「

混合方式	泡ターレット	エンジン種別
圧送自動比例	3,000ℓ型放水砲	ディーゼル
圧送自動比例	800ℓレバー式×2	ディーゼル
圧送自動比例	800ℓレバー式	ディーゼル
ポンププロポーショナー又はサクションプロポーショナー	400ℓレバー式	ディーゼル又はガソリン
ポンププロポーショナー又はサクションプロポーショナー	400ℓレバー式	ディーゼル又はガソリン
圧送自動比例、ポンププロポーショナー又はサクションプロポーショナー	—	ディーゼル
圧送自動比例	—	ディーゼル

」

を削り、同条の備考7を削り、同条の備考6を同条の備考7とし、同条の備考5を同条の備考6とし、同条の備考4の次に次のように加える。

5　救助工作車の型別は、次の表のとおりとする。

型別＼条件	積載する資機材	その他の装備・備考
Ⅳ型	救助用資機材及び高度救助用資機材	最大引張力が前方向3t以上又は後方向3t以上のウインチ 航空機積載時の車長6.3m以内、車幅2.4m以内及び車高2.7m以内
Ⅲ型	救助用資機材及び高度救助用資機材	最大引張力が前方向5t以上及び後方向5t以上の前後引きウインチ（ただし、積載重量等との関係で取付不能の場合は、前方向5t以上のウインチ）並びに吊上げ能力2.9t以上のクレーン
Ⅱ型	救助用資機材	最大引張力が前方向5t以上のウインチ及び吊上げ能力2.9t以上のクレーン

第1条の備考10中「消防用自動車及び海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれか」を「消防用車両（海水利用型消防水利システムを除く。）」に「備える」を「装備する」に「とし、海水利用型消防水利システムで」を「とする。また、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに車載型端末装置を装備する場合の基準額は、その基準額に1,400千円を加算した額とし、」に改め、同条の備考11中「備えないもの」を「装備しない場合」に改め、同条の備考12中「もの」を「場合」に改め、同条の備考14中「第11項及び第12項」を「第12項及び第13項」に改め、同条の備考21中「備える」を「積載する」に改め、同条の備考24中「もの」を「場合」に改め、同条の備考26中「備えないもの」を「設置しない場合」に改める。

第二条を次のように改める。

（規格）

第二条　第一条の表に掲げる施設ごとの規格は、次に掲げるところによるものとする。

一　救助工作車　ウインチ、クレーン、発電照明灯その他の人命の救助のために必要な構造及び設備を有する四輪駆動のものであること。

二　災害対応特殊救急自動車　救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和五十三年消防庁告示第二号）に定める応急処置を行うために必要な構造及び設備を有する四輪駆動のものであること。

三　災害対応特殊高発泡車　高発泡発生装置として固定式装置を搭載するものであること。

四　災害対応特殊屈折放水塔車　屈折放水塔（関節をもって組み合わされた上部ブーム及び下部ブーム又は直進式ブーム並びに先端部に取り付けられた放水銃により構成されたもの。）を搭載するものであること。

五　特殊災害対応自動車　毒性物質の発散等の特殊災害に対応するために必要な構造及び設備を有するものであること。

六　支援車　広域応援時における消防の活動を支援するために必要な構造及び設備を有するものであること。

七　海水利用型消防水利システム　大型動力ポンプ付消防自動車、ホース延長車及び送水ホースで構成されるものであること。

八　災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車　容量一〇立方メートル以上の水槽並びに放水及び補水用の小型動力ポンプを積載するものであること。

九　救助消防ヘリコプター　人命の救助その他の消防活動に必要な構造及び設備を有するものであること。

十　広域応援対応型消防艇　消火その他の消防活動に必要な構造及び設備を有するものであること。

十一　救助用資機材　救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和六十一年自治省令第二十二号。以下この条において「省令」という。）別表第一及び別表第二に掲げる救助器具等（テロ対策用特殊救助資機材を除く。）のうち、補助事業者が選択するもので構成されるものであること。

十二　高度救助用資機材　画像探索機、地中音響探知機、熱画像直視装置、夜間用暗視装置及び地震警報器で構成されるものであること。

十三　高度探査装置　電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置及び水中探査装置で構成されるものであること。

十四　高度救命処置用資機材　気道確保用資機材一式、自動体外式除細動器（二相波形式）、輸液用資機材一式、血中酸素飽和度測定器、心電計及び心電図伝送装置、心電図受信装置、自動車電話並びにパーソナルコンピュータのうち、補助事業者が選択するもので構成されるものであること。

十五　緊急消防援助隊用支援資機材等　テント、寝袋及び広域応援時における消防の活動を支援するために必要な資機材で構成されるものであること。

十六　テロ対策用特殊救助資機材　省令別表第一に掲げる救助器具等である生物剤検知器、化学剤検知器、陽圧式化学防護服、除染シャワー及び除染剤散布器のうち、補助事業者が選択するもので構成されるものであること。

十七　検知型遠隔探査装置　化学剤検知器等を搭載できる構造を有するものであり、遠隔操作が可能なものであること。